

滋賀労働

Mother Lake

滋賀県労働広報紙

626号 2013

滋賀県各地でメーデーが開催されました



連合滋賀と一般社団法人滋賀県労働者福祉協議会は、第84回滋賀県労働者統一メーデーを4月27日と28日に県内4ヶ所で開催し、計5,036人が参加しました。

中央集会は栗東芸術文化会館さきらで開催され、1,400人が参加しました。式典では、『東日本大震災の被災地との絆を深め、復興と再生に向けて全力をつくす』『経済の中心に人をおくことを求め、雇用の安定と格差の是正、労働者保護の推進などを働く者・生活者の立場からの政策実現を強く求めていく』『「傷んだ雇用と労働条件」の復元に全力で取り組み、すべての労働者の賃金・労働条件の底上

げをはかっていく必要がある』『集团的労使関係をあらゆる職場で確立していくために、労働組合の社会的意義を積極的にアピールし、結集を進めていく必要がある』『核兵器廃絶と人権侵害救済、北朝鮮による日本人拉致事件の全面解決のため、行動していく』などのメーデー宣言を採択し、「メーデーは働く人たちが主役。声をひとつに仲間を集めて、安心して暮らせる未来をみんなでつくろう！」をスローガンとして確認しました。

また、滋賀県労連等を中心とする県民メーデー実行委員会は、第84回滋賀県民メーデーを5月1日に県内10ヶ所で開催し、計1,174人が参加しました。中央集会は大津市の膳所城跡公園で開催され、350人が参加しました。今年のメーデースローガンを「働くものの団結で生活と権利を守り、平和と民主主義、中立の日本をめざそう」とし、「大企業の内部留保還元、賃上げと雇用で景気回復を。最低賃金1,000円以上の実現。中小企業支援を。非正規労働をなくし貧困と格差の解消を。」などをメインスローガンに掲げ、参加者に団結を呼びかけました。その後、メーデー宣言で「日々の仕事・くらしに大きな負担がのしかかろうとしている時だからこそたかいたかいを強め、くらしと雇用を守り、憲法がいきる安全・安心社会の実現を目指す」ことなどが確認されました。参加者からは集会の後、大津パルコ前までデモ行進を行い「安定した雇用と仕事をつくろう」、「貧困と格差をなくそう」などを訴えました。



目次

表紙	メーデーが開催されました
P 2	「雇用推進行労使会議チャレンジしが」開催報告
	第12次労働災害防止推進計画を策定しました
P 3	おうみの名工、おうみ若者マイスターの推薦受付について
P 4	在職者向けセミナーの御案内
	「ジョブ・カード普及サポーター企業の募集」および
	「若者チャレンジ奨励金」について
P 5	オーダーメイド型研修の御案内
P 6	第28回男女雇用機会均等月間のお知らせ
P 7	労働契約法改正のお知らせ
	高齢者雇用安定法改正のお知らせ
P 8	障害者雇用優良事業所等表彰の推薦について
	障害者雇用事例の御紹介
P 9	労働委員会だより
P10	労働相談 Q&A「労働組合」
P11	統計/資料 平成24年賃金構造基本統計調査結果
P12	滋賀の「三方よし」人づくり事業のサポーター企業の募集について
	労働保険の年度更新のお知らせ

7月1日～7日は全国安全週間です

たか
高めよう

ひとり
一人ひとりの安全意識

ちから
みんなの力でゼロ災害

厚生労働省

第8回「雇用推進行労使会議チャレンジしが」が 開催されました



滋賀県、滋賀労働局、連合滋賀、一般社団法人滋賀経済産業協会の4者で構成する「雇用推進行労使会議チャレンジしが」の第8回トップ会議が3月26日に県公館で開催されました。

今回の会議では、平成23年10月に策定した「チャレンジしが滋賀県雇用推進プラン」の進捗状況を確認するとともに、平成25年度は重点的な施策として「障害者がいきいきと働くことができる環境整備」に取り組むことが合意されました。その後、平成24年度の重点施策である「就業を希望する女性に対する支援」のうち「女性の活躍促進」について、意見交換が行われ、相互に協力・連携していくことが確認されました。

共同して取り組む7つの柱

1. 若年者の自立に向けた就労支援
2. 障害者がいきいきと働くことができる環境整備
3. 高齢者に対する適切な就業機会の確保
4. 新規成長産業の創出による雇用の場の確保
5. 多様なニーズに応じた人材育成、労働者の自発的能力開発の推進
6. 男女の均等な雇用就業機会と待遇の確保
7. 子育てをしながら働くことができる職場環境の整備



第12次労働災害防止推進計画を策定しました

計画期間：平成25年度～平成29年度

滋賀労働局

計画の趣旨

- 滋賀県内の労働災害を少しでも減らし、死亡災害を絶滅し、健康に働くことができる社会の実現

計画の目標

- 労働災害による年間の死亡者数を9人以下とする
- 平成29年までに、年間の休業4日以上死傷者数を1,250人以下とする

重点対策

- ① 労働災害、業務上疾病発生状況の変化に合わせた対策の重点化
- ② 行政、労働災害防止団体、業界団体等の連携・協働による取組
- ③ 社会、企業、労働者の安全・健康に対する意識改革の促進

計画全体につきましては、滋賀労働局ホームページ (<http://shiga-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp>) をご覧ください。

平成25年度 滋賀県技能者表彰(おうみの名工) ~推薦の受付について~ おうみ若者マイスター

滋賀県では、卓越した技能により、産業の発展や後進の育成指導に功績のあった方を「おうみの名工」として表彰しています。また、若い技能者の技能研さんの意欲向上や技能尊重の気運が醸成されることを目的としておうみ若者マイスター認定事業を実施し、35歳未満の優秀な技能者を「おうみ若者マイスター」として認定しています。

平成25年度も「おうみの名工」の表彰と「おうみ若者マイスター」の認定事業を以下のスケジュールで実施する予定をしておりますので、県内の企業・事業所、市町、団体に表彰・認定基準に該当する方がおられましたら、是非ともご推薦いただきますようお願いいたします。

【推薦受付・お問い合わせ先】 滋賀県商工観光労働部労働雇用政策課 TEL 077-528-3755

★平成25年度予定

	6月	7月	8月	9月	10月	11月
おうみの名工	—	候補者の推薦受付			審査	表彰式
おうみ若者マイスター	候補者の推薦受付				審査	認定式

★主な表彰・認定基準

おうみの名工表彰基準	①県内に就業している者 ②全县を通じて優秀な技能を有し、後進の指導に努力し技能水準の向上に寄与した者 ③「滋賀県技能者表彰要綱」別表に定める職業部門、職業分類及び職種に従事者（現役） ④就業を通じて労働者の福祉の増進および産業の発展に寄与した者 ⑤他の技能者の模範と認められる者等
おうみ若者マイスター認定基準	①県内に居住または勤務している者 ②平成25年4月1日時点で35歳未満であり、対象職種に従事している者 ③技能検定1級または単一等級以上の級に合格した者 ④技能五輪・技能グランプリ全国大会において入賞経験がある者、それと同等以上の技能を有することが客観的に認められる者等

(参考) 過去3年間の表彰・認定職種の状況 (単位:人)

表彰または認定職種等	おうみの名工	おうみ若者マイスター	表彰または認定職種等	おうみの名工	おうみ若者マイスター
板金工	3		和服仕立職	1	1
金属手仕上げ	1	2	左官	1	
研磨盤工	1		造園工	3	2
フライス盤工	2	2	立木伐採技士	1	
旋盤工	3		プラスチック成形工	1	
金属工作機械工		1	仏壇木地製造工	1	
金属加工機械組立工	2		木彫工(木地師)	1	
金属プレス加工工	1		木製建具製造工	2	
金属特殊加工機工	1		UVオフセット印刷	1	
金属研ま工	1		理容師	1	
ばね製造工		1	美容師		1
溶射工	1	2	西洋料理人	3	2
機械修理工	2		日本料理人	3	
時計修理工		1	和生菓子製造工	1	
産業用機械組立工	1		バリスタ		1
配電盤・制御板組立・調整工		1	ショコラティエ		1
寝具仕立工	1		刀鍛冶		1

在職者訓練（技能向上セミナー）のご案内

県および（独）高齢・障害・求職者雇用支援機構では、在職者の方々の技能向上を目的に、在職者訓練（技能向上セミナー）を開催しています。企業研修、自己啓発等にご活用ください。

◆県が開催するコース

- 機械系（普通旋盤加工技術、フライス盤加工技術、機械 CAD など）
- 溶接系（アーク溶接特別教育、TIG 溶接基礎技能習得、産業用ロボット特別教育など）
- 電気系（第二種電気工事士受験準備、電気主任技術者のための知識など）
- 建築系（JW-CAD、建築測量、早描き建築室内パースなど）
- 制御系（有接点リレーシーケンス制御、PLC 制御、油圧・空気圧制御など）

◆（独）高齢・障害・求職者雇用支援機構が開催するコース

- 機械関係（実践機械製図、製品設計技術、製造技術者の油圧・空気圧技術、精密測定技術、生産現場で使う品質管理技法、製造現場における工程管理技法と改善、被覆アーク溶接クリニック（鉄構）、切削加工検証（旋削編）、旋盤高精度加工技術、熱処理と表面硬化技術など）
- 電気・電子関係（実践電子回路計測技術、有接点シーケンス制御、実践的 PLC 制御技術、電気系保全実践技術、技術者のためのプロセス制御など）

※コースの詳細（開催日・内容・受講料等）、申込み方法等については、下記にお問い合わせいただくか、ホームページをご覧ください。

	滋賀県		（独）高齢・障害・求職者雇用支援機構	
施設	高等技術専門学校米原校舎 （テクノカレッジ米原）	高等技術専門学校草津校舎 （テクノカレッジ草津）	滋賀職業能力開発促進センター （ポリテクセンター滋賀）	滋賀職業能力開発短期大学校 （ポリテクカレッジ滋賀）
所在地	米原市岩脇 411-1	草津市青地町 1093	大津市光が丘町 3-13	近江八幡市古川町 1414
TEL	0749-52-5300	077-564-3297	077-537-1191	0748-31-2252
FAX	0749-52-5396	077-565-1867	077-537-1299	0748-31-2255
HP	http://www.pref.shiga.lg.jp/f/kogisen/index.html#seminar		http://www3.jeed.or.jp/shiga/poly/zaishoku/index.html	

滋賀県地域ジョブ・カードセンターからのお知らせ

「ジョブ・カード普及サポーター企業の募集」および「若者チャレンジ奨励金」について

1. ジョブ・カード普及サポーター企業を募集しています。

滋賀県地域ジョブ・カードセンターでは、ジョブ・カードの広範な普及のためジョブ・カードを採用面接等で活用していただく企業を募集しています。

また、キャリア形成促進助成金等を活用して有期実習型訓練等に取り組んでいただく場合には、訓練計画の作成、申請等の手続きを全面的に支援いたします。

優秀な人材の確保・育成のためまた、企業イメージのさらなる向上のために是非ともジョブ・カード普及サポーター企業としてご登録いただき、採用に係る助成金制度をご活用ください。

2. 若者チャレンジ奨励金に係るお手伝いをします。

若者チャレンジ奨励金が平成 25 年度末までの時限措置で実施されていますが、地域ジョブ・カードセンターでは、同奨励金に係る訓練実施計画の作成について支援します。

また、訓練生のキャリア・コンサルティングは、ハローワーク以外の方法により訓練生を募集する場合などについては、ジョブ・カードセンターのキャリア・コンサルタントがキャリア・コンサルティングを行います。

※ 若者チャレンジ奨励金（詳しくは、滋賀労働局にお問い合わせください）

訓練奨励金	1人1月15万円
正社員雇用奨励金	正社員として雇用した場合 1年経過後に50万円、2年経過後に50万円(計100万円)

ジョブ・カード制度、ジョブ・カード普及サポーター企業の登録、キャリア形成促進助成金等に関するお問合せ、ご相談は、下記まで

滋賀県地域ジョブ・カードセンター（滋賀県商工会議所連合会） TEL：077－521－4711
 滋賀県地域ジョブ・カードサポートセンター（長浜商工会議所） TEL：0749－64－3001

事業主・事業所の皆様へ 公益財団法人 21 世紀職業財団 関西事務所

～オーダーメイド型研修のご案内～

**セクハラ・パワハラ・メンタルヘルス・
ワークライフバランス・ダイバーシティなど各種研修は、
公益財団法人 21 世紀職業財団 関西事務所にご相談ください!**

今回ご案内する研修メニューはハラスメントの基礎知識から防止対策や起きた時の対応など、事例・裁判例研究・ロールプレイなど具体的に取り組むべきアクションについての内容をご提案させていただいています。また、人材多様化時代に対応した企業の雇用管理をサポートする為にワークライフバランス・ダイバーシティマネジメント等各種研修も提案いたしておりますので、是非、社内研修等にお役立て下さい。

●費用 基礎的な内容で1時間5万円から、事例研究・判例研究・CSRなどの場合は1時間6万円から、セミナーの内容・実施時間・開催日時・講師の選定等、ご相談に応じますので、お気軽にお問い合わせください！その他、メンタルヘルス対策セミナーなど各種公開セミナーは財団ホームページ（<http://www.jiwe.or.jp/>）をご覧ください。

●問い合わせ方法 お電話またはメールにてお問い合わせ・ご相談くださいませ。
公益財団法人 21 世紀職業財団 関西事務所 担当：林, 平岩, 中西
TEL 06-4963-3820 FAX 06-4963-3821
Email : rebe2020@gold.ocn.ne.jp

セミナー・タイトル	内容(案)	ねらい
セクハラ防止研修 ＜従業員対象＞ ＜管理職対象＞ ＜相談窓口担当者対象＞	講義の基本内容(例) 1、セクハラ(パワハラ)の現状と背景 2、防止の必要性 3、定義と解説 4、起こさないために注意すべき事項 5、起きた時の対応	セクハラ被害を受けた従業員にとっては、個人の名誉や尊厳を不当に傷つけられ、従業員の働く意欲が低下し、能力発揮を阻害されます。一方、企業にとっては職場環境の悪化により職場秩序や仕事の円滑な遂行が阻害されるとともに、事案がこじれた裁判で敗訴すれば企業の社会的評価に影響します。 この問題の対応策として、起こってしまったことに適切に対処することは勿論ですが、まず職場で問題を起こさない未然の防止が何よりも重要で、この点の理解と対応法を深めていただきます。
パワハラ防止研修 ＜従業員対象＞ ＜管理職対象＞	基本は講義60分+事例研究30分 ご要望により認識度チェックリスト・ロールプレイ・裁判例研究を実施します。 その他、ご依頼企業様のご要望の内容でカスタマイズさせていただきます。	職場におけるパワハラとは、職場において職務上の地位や影響力に基づき、相手の人格や尊厳を侵害する言動を行うことにより、その人や周囲の人に身体的・精神的に苦痛を与えその就業環境を悪化させることで、問題点と対応法を解説します。 また、管理職対象研修では、管理職が知っておくべきパワハラにならない適切な指導のあり方を提案し、テクニックだけでなく管理職としての心得や役割を理解していただきます。

住まいのことなら何でもご相談ください

広告



滋賀県勤労者住宅生活協同組合は、
安心と信頼が違います。
おかげ様で45周年を迎えることができました。

1. 分譲地の開発
2. 分譲地の販売
3. 建物のプランから建築まで
4. 不動産の仲介
5. リフォーム&サポート

滋賀県知事(12)第631号



滋賀県勤労者住宅生活協同組合

TEL.077-524-2800

滋賀県大津市打出浜2番1号 コラボしが21 6階 <http://www.shiga-jutaku.jp/>
定休日/火・水・祝

Do！ポジティブ・アクション

第28回 「男女雇用機会均等月間」

滋賀労働局雇用均等室

厚生労働省では、6月を「男女雇用機会均等月間」と定め、職場における男女均等について、労使を始め社会一般の認識と理解を深める機会としています。第28回目となる本年度においては、次のテーマ・目標を掲げ、月間を実施します。

テーマ：生き活きと働く女性が企業の宝～さあ磨こう！輝く女性の潜在力～
目標：均等法の一層の周知徹底及び履行確保
ポジティブ・アクションの趣旨及び内容の正しい理解と取組の促進

均等法が施行されて以降、法制度上は男女の均等な機会及び待遇の確保は大きく進展し、企業の雇用管理は改善されつつありますが、依然として、男性と比べて女性の勤続年数は短く、管理職比率も低い水準にとどまっています。

このような状況を改善し、実質的な男女均等取扱いを実現するためには、性別によらない雇用管理を行うことはもとより、**ポジティブ・アクション**（男女労働者間に実質上生じている格差の解消に向けた企業の自主的かつ積極的な取組）の一層の推進を図ることが重要です。

●ポジティブ・アクションの取組のために、次のサイトを活用ください！！

ポジティブ・アクション情報ポータルサイト → <http://www.positiveaction.jp/>

女性活躍推進に役立つ情報満載のポータルサイトです。女性社員の活躍状況について他社と比較するコーナーや、企業の具体的な取組事例を実名で紹介するコーナー、経営トップがポジティブ・アクションへの取組を宣言できるコーナーなどがあります。

業種別「見える化」支援ツール（「見える化ツール」）

→ <http://www.mhlw.go.jp/topics/koyoukintou/2012/03/13-01.html>

（厚生労働省HP内）

「見える化ツール」は、職場における男女労働者間の職域、役職などに関し事実上生じている格差の実態把握・気づきを得るためのツールです。

お問い合わせ先：滋賀労働局雇用均等室 TEL：077-523-1190

ろうきんは、はたらく人の夢と共感を創造する共同組織の福祉金融機関です **広告**

あなたの夢は私たちの夢。
だから、かなえたい。

住宅ローン

教育ローン

自動車ローン

カードローン



すべての勤労者の笑顔のために <http://www.rokin.or.jp>
近畿ろうきん 0120-191-968

大津支店 ☎077-524-5356 大津市におの浜 4-5-9
 彦根支店 ☎0749-22-2862 彦根市大東町 4-28 彦根勤労福祉会館内
 草津支店 ☎077-562-5791 草津市南草津 3-7-1
 八日市支店 ☎0748-23-2371 東近江市八日市東本町 17-8-22

長浜出張所 ☎0749-63-9111 長浜市高田町 5-21
 水口出張所 ☎0748-62-6131 甲賀市水口町東名坂 277
 守山出張所 ☎077-583-4400 守山市稲庭田町 3076-2
 近江八幡出張所 ☎0748-37-5910 近江八幡市鷹飼町南 4-4-5
 777近江八幡 2F

労働契約法の改正について ～有期労働契約の新しいルールができました～

「労働契約法の一部を改正する法律」が施行されました。今回の改正では、有期労働契約について、下記の3つのルールを規定しています。

有期労働契約とは、1年契約、6か月契約など期間の定めのある労働契約のことをいいます。パート、アルバイト、派遣社員、契約社員、嘱託など職場での呼称にかかわらず、有期労働契約で働く人であれば、新しいルールの対象となります。

改正法の3つのルール

I 無期労働契約への転換

有期労働契約が反復更新されて通算5年を超えたときは、労働者の申込みにより、期間の定めのない労働契約（無期労働契約）に転換できるルールです。

II 「雇止め法理」の法定化

最高裁判例で確立した「雇止め法理」が、そのままの内容で法律に規定されました。一定の場合には、使用者による雇止めが認められないことになるルールです。

III 不合理な労働条件の禁止

有期契約労働者と無期契約労働者との間で、期間の定めがあることによる不合理な労働条件の相違を設けることを禁止するルールです。

改正内容の詳細については、**滋賀労働局労働基準部 監督課 ☎ 077-522-6649**
または最寄の**労働基準監督署**へお問い合わせください。
厚生労働省ホームページ (<http://www.mhlw.go.jp>) でも最新情報を提供しています。

改正高年齢者雇用安定法が施行されました

急速な高齢化の進行に対応し、高年齢者が少なくとも年金受給開始年齢までは意欲と能力に応じて働き続けられる環境の整備を目的として、「高年齢者等の雇用の安定等に関する法律」（高年齢者雇用安定法）の一部が改正され、平成25年4月1日から施行されました。今回の改正は、定年に達した人を引き続き雇用する「継続雇用制度」の対象者を労使協定で限定できる仕組みの廃止などを内容としています。

改正のポイント

- 1 継続雇用制度の対象者を限定できる仕組みの廃止
- 2 継続雇用制度の対象者を雇用する企業の範囲の拡大
- 3 義務違反の企業に対する公表規定の導入
- 4 高年齢者雇用確保措置の実施および運用に関する指針の策定

高年齢者雇用安定法の改正について詳しくは下記へお問い合わせください。

滋賀労働局職業安定部 職業対策課 ☎ 077-526-8686
または最寄の**ハローワーク（公共職業安定所）**まで。

障害者雇用優良事業所等をご推薦ください！

本年度も障害者雇用の重要性を理解し、雇用の促進と職業の安定に積極的に貢献している事業所、団体および長年にわたり勤続し職業人として業績を挙げている個人の努力を讃えるため、下記のとおり表彰を行いますので、該当する事業所、個人等の推薦をお願いします。

1. 表彰の区分

- | | |
|---------------------------------|---------------|
| (1) 障害者雇用優良事業所 | 知事表彰・機構理事長努力賞 |
| (2) 障害者の雇用の促進と職業の安定に貢献した団体または個人 | 同上 |
| (3) 優秀勤労障害者 | 同上 |
| (4) チャレンジDWORK推進事業所 | 知事表彰 |

2. 推薦期日および推薦書類提出場所

平成25年6月28日（金） 滋賀県労働雇用政策課就業支援室

3. 推薦方法

別途関係機関・団体を通じて配布する表彰要領に基づき推薦ください。
推薦様式は滋賀県ホームページより入手することができます。

4. 表彰式の日時・場所（予定）

- (1) 日時 平成25年9月2日（月） 13:30～
 障害者ワークフェアしが第1部において表彰
- (2) 場所 滋賀県庁東館7階大会議室



▲平成24年9月10日
 （表彰式 県東館）

問い合わせ先

滋賀県商工観光労働部労働雇用政策課

山本、橋本

電話：077-528-3758

FAX：077-528-4873

（独）高齢・障害・求職者雇用支援機構

滋賀高齢・障害者雇用支援センター

野村、丹羽

電話：077-526-8841

FAX：077-526-8842

滋賀高齢・障害者雇用支援センターからのご案内

ご存知ですか？ “障害者雇用事例リファレンスサービス”

障害者の募集・採用、雇用継続又は職場復帰に当たって直面する課題の解決方法の参考となる企業の具体的な取組をまとめた事例や障害者雇用納付金制度に基づく助成金の活用によって障害者雇用が進められた事例を収集し、インターネットで紹介しています。ぜひご覧ください!!

<http://www.ref.jeed.or.jp/>

また、滋賀県内の事例も全国に情報発信していきたく思います。

モデル企業として掲載にご協力いただける企業さまは、下記までご連絡下さい。担当者がお伺いいたします。

独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構

滋賀高齢・障害者雇用支援センター

TEL 077-526-8841

労働委員会
だより

労使間のトラブルで悩んでいませんか！ ～労働委員会をご利用ください！～

労働委員会とは？

労働委員会は、当事者間では解決が困難になってしまった労働組合または労働者個人と使用者との紛争を中立・公正な立場で解決し、健全な労使関係を形成するためのお手伝いをする専門的な機関です。
なお、労働委員会は、公益・労働者・使用者を代表する三者の委員（各側5名）で構成されています。

☆労働委員会の主なしごと

◆不当労働行為の審査（労働組合と使用者との紛争）

使用者が労働組合法で禁止されている不当労働行為を行ったと思われるとき、労働組合または組合員は救済を申し立てることができます。

例えば・・・

- ・ 組合活動を理由に不利益な取扱いを受けた
- ・ 団体交渉を申し入れたが応じてもらえない
- ・ 組合の結成や運営に対し嫌がらせを受けた

救済申立てがあると、審査を行い、不当労働行為があったと判断した場合、これを是正するよう命令を発します。また、当事者に話し合いによる解決の意向がある場合は、和解を勧めます。

◆労働争議のあっせん （労働組合と使用者との紛争）

当事者間で話し合いによる自主的な解決が困難になった場合、労使双方の考えを聞き、歩み寄りを促すなど、解決を図るための援助を行います。

例えば・・・

- ・ 賃金や一時金の交渉が解決しない
- ・ 休暇制度等の労働条件の変更で紛糾している
- ・ 人員整理、配置転換等で労使合意が得られない

◆個別的労使紛争のあっせん （労働者個人と使用者との紛争）

労働者個人と使用者との間で労働条件に関するトラブルの自主的な解決が困難になった場合、労使双方の考えを聞き、歩み寄りを促すなど、解決を図るための援助を行います。

例えば・・・

- ・ 賃金を一方的にカットされた
- ・ 突然解雇を言い渡された
- ・ 配置転換（出向）を命じたが、拒否された

☆事例の紹介（使用者側からの申請）

◇団体交渉ルールを設定をめぐるトラブル◇

運送業を営むX社の従業員が、労働組合を結成し、ゆとりある運行計画への改善などを求めてX社に団体交渉を申し入れたが、X社が、組合側の交渉参加者が多すぎること等を理由に団体交渉に応じないとしたことで、組合との団体交渉ルールをめぐる紛争が発生した。X社は、事態を早急に解決したいとの考えから、「団体交渉ルールの確立」を求めてあっせんを申請した。

あっせんでは、とにかく第1回の団体交渉を実施できる条件整備が肝要とのあっせん員の考えから、双方から個別に事情聴取を行い、交渉参加人数に加え、交渉時間の制限や、録音の可否等に関する労使間の主張および争点の整理を行っていった。その後、あっせん員による協議を行った結果、基本的な団体交渉ルールを定めたあっせん案を提示したところ、双方が受諾したため、事件は解決した。

あっせん案の要旨は以下のとおり。

- ・ 交渉担当者は、労使ともに、各7名とする。
- ・ 交渉時間は、2時間とする。
- ・ 交渉における録音は労使双方それぞれ行うこととする。
- ・ 第1回の団体交渉は、平成〇年〇月〇日〇時から行う。

（実際にあった事例をもとに内容を変更しています。）

お問い合わせ先

滋賀県労働委員会事務局

〒520-8577

大津市京町四丁目1番1号 県庁東館5階

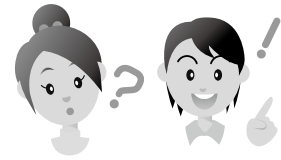
TEL 077-528-4473

<http://www.pref.shiga.lg.jp/l/roi/>

労働相談 Q & A

テーマ

『労働組合』



労働組合は、憲法 28 条により保障された労働者の団結権、団体交渉権、団体行動権に基づき、労働条件の維持改善を目的とする、労働者が主体となった自主的組織です。労働者の団結権、団体交渉権、団体行動権を具体化するために労働組合法が制定されています。

質問 1

会社は急速な発展途上にあり、結果として私達社員にも価値観の多様性が散見され、主張も多様化。そこで、私達社員間の意思疎通と意見の集約を目的に労働組合を立ち上げたいと思いますが、社長からさまざまな妨害を受けるのではないかと心配です。

回答 1

労働組合は、労働者が 2 人以上集まれば自由につくることができ、結成にあたっては行政機関への届け出や使用者の承認は不要です。

使用者のなかには、労働法や労働組合についての無理解から、団体交渉を拒否したり、正当な組合活動に対して不当な圧力や攻撃を加えるなどの場合もあります。使用者のこうした行為を「不当労働行為」といい、労働組合法第 7 条はこれを禁止しています。

労働組合結成にあたっては、産業別労働組合の地方組織などに相談することも考えられます。

質問 2

会社には大半の従業員が加入する第 1 労組と、少数で組織する第 2 労組があります。従業員数の 3/4 以上を組織する第 1 労組と合意に至った結果を、従業員の総意として問題ありませんか？

回答 2

労組法第 17 条によれば、工場事業場に常時働く労働者の 3/4 以上の労働者を組織する労組が一つの労働協約を結んだ場合には、他の労働者も当該労働協約が適用されます。これは工場事業場に労組が一つで、従業員全員は組織されていないが、大半（3/4 以上）が労組に組織されている場合です。

一方複数労組が存在する場合は、仮に第 1 労組と「唯一交渉約款（※）」を協定していてもそれは無効となり、それぞれの労組を差別することなく、会社は各々の労組との団体交渉には誠実に応じる義務があります。

※唯一交渉約款

労働協約中に「会社はこの労働組合を会社内における唯一の交渉団体と認め、この労働組合以外のいかなる団体とも団体交渉を行わない」と規定すること。

滋賀県労働相談所

電話番号 077-511-1402

0120-967164 (フリーアクセスは、^{苦勞ない労使}滋賀県内固定電話 (もしくは公衆電話) からのみ
利用可能です。)

開設時間 月曜日～金曜日 (平日) 10 時～ 20 時 (12:30～13:30 は除く)

月曜日～金曜日 (祝日) 17 時～ 20 時

土・日曜日 10 時～ 16 時 (12:30～13:30 は除く)

場 所 大津市打出浜 2-1 コラボしが 21 6 階 (面談相談は事前連絡が必要です)

平成 24 年賃金構造基本統計調査結果について

この調査は、主要産業に雇用される労働者についてその賃金の実態を明らかにするため、平成 24 年 6 月分の賃金等（賞与等特別給与額は平成 23 年 1 年間）について厚生労働省が調査したものです。調査の詳しい内容については、厚生労働省ホームページ（<http://www.mhlw.go.jp/>）をご覧ください。

※1～3は 10 人以上の常用労働者を雇用する民営事業所についての集計結果である。

※本調査における賃金とは全て平均所定内給与額である。

※所定内給与額とは、6 月分として支給された現金給与額（きまって支給する現金給与額）のうち、超過労働給与額（① 時間外勤務手当、② 深夜勤務手当、③ 休日出勤手当、④ 宿日直手当、⑤ 交代手当として支給される給与をいう。）を差し引いた額で、所得税等を控除する前の額をいう。

1. 全国と滋賀県の一般労働者の産業別賃金

（単位：千円）

	男 性							女 性						
	産業計	建設業	製造業	運輸業 郵便業	卸売業 小売業	医療 福祉	サービス業 (他に分類されないもの)	産業計	建設業	製造業	運輸業 郵便業	卸売業 小売業	医療 福祉	サービス業 (他に分類されないもの)
全 国	329.0	322.5	318.7	270.0	331.7	348.3	262.6	233.1	224.3	201.8	207.7	219.9	247.2	209.7
滋 賀	320.8	342.5	327.9	269.4	311.7	279.8	246.7	229.8	211.8	216.6	178.3	199.7	253.3	187.2

注：産業計は日本標準産業分類に基づく 16 大産業の計です。（以下同じ）

2. 全国と滋賀県の短時間労働者の産業別 1 時間当たり賃金

（単位：円）

	男 性						女 性					
	産業計	製造業	運輸業 郵便業	卸売業 小売業	宿泊業 飲食サービス業	サービス業 (他に分類されないもの)	産業計	製造業	運輸業 郵便業	卸売業 小売業	宿泊業 飲食サービス業	サービス業 (他に分類されないもの)
全 国	1,094	1,199	1,117	1,011	925	1,055	1,001	895	915	940	901	990
滋 賀	994	1,275	959	946	906	1,005	968	963	842	905	899	1,062

3. 産業・企業規模別にみた賃金（全国）

（単位：千円）

産 業	男女計				男 性				女 性			
	企業規模計	大企業	中企業	小企業	企業規模計	大企業	中企業	小企業	企業規模計	大企業	中企業	小企業
産業計	297.7	344.9	286.7	258.2	329.0	380.6	316.5	282.2	233.1	258.1	231.7	210.2
鉱業、採石業、砂利採取業	312.2	430.1	347.2	265.1	323.2	455.4	355.4	273.8	231.9	293.8	258.7	201.5
建設業	311.1	391.7	335.4	281.7	322.5	408.7	348.9	291.0	224.3	260.9	236.6	210.2
製造業	291.3	351.9	271.7	243.1	318.7	369.8	299.1	270.9	201.8	254.1	194.7	175.8
電気・ガス・熱供給・水道業	398.8	414.2	328.0	286.4	409.3	424.7	337.5	294.5	303.1	316.1	247.7	224.5
情報通信業	392.8	438.4	377.7	294.0	416.8	466.0	399.2	309.4	301.7	324.2	303.6	237.4
運輸業、郵便業	262.4	304.6	241.5	239.3	270.0	316.1	249.4	243.0	207.7	228.4	190.4	203.7
卸売業、小売業	296.4	323.1	298.1	269.0	331.7	366.3	332.1	297.0	219.9	230.6	215.8	214.1
金融業、保険業	366.8	368.7	356.5	373.1	465.3	485.2	411.3	418.6	265.9	265.7	261.0	287.8
不動産業、物品賃貸業	310.8	327.2	325.3	282.0	344.5	364.5	361.8	309.1	233.0	231.3	244.2	221.2
学術研究、専門・技術サービス業	368.5	426.1	352.0	315.0	396.2	446.8	376.2	344.9	277.2	327.2	271.6	247.7
宿泊業、飲食サービス業	235.2	258.9	232.2	218.5	265.8	292.3	262.5	246.5	188.1	205.2	186.1	176.6
生活関連サービス業、娯楽業	250.7	268.5	255.8	237.3	284.2	306.5	288.6	268.5	207.8	214.6	212.2	200.8
教育、学習支援業	386.5	453.0	413.1	280.1	442.4	497.5	451.9	332.0	310.5	362.4	354.0	239.9
医療、福祉	274.4	316.7	277.3	241.3	348.3	406.0	348.3	298.2	247.2	278.7	249.3	224.9
複合サービス事業	293.3	339.8	267.7	265.2	331.4	380.4	303.7	287.8	222.3	248.8	210.4	207.3
サービス業（他に分類されないもの）	245.4	246.4	237.1	255.0	262.6	268.7	251.7	269.3	209.7	213.7	202.5	212.1

※大企業：1,000 人～ 中企業：100～999 人 小企業：10～99 人

滋賀県からのお知らせ

貴社の将来を託せる若手人材との出会いをお手伝いします

滋賀の“三方よし”人づくり事業
サポーター企業を募集しています

- 県では、県内企業への就職を希望する若年求職者と若手人材の確保をお考えの企業様とのマッチングを促進する事業を実施しています。
- 昨年度4期生49名、5期生50名の就業支援を行い、74名（平成25年4月末現在）が就職に結びつきました。現在、県内企業での就職を目指す6期生の人材育成を行っています。
- 若手人材の確保をお考えの企業様には、貴社のニーズに合った人材と出会っていただける絶好の機会になると思います。
- 既に約738社の企業様に「サポーター企業」としてご登録いただいています。
- ご連絡いただけますと、営業コーディネーターが貴社に伺い、人材ニーズ等を聞かせていただきます。

※サポーター企業様の経費のご負担はありません。



▲4月に開催した企業交流会の様子

●対象人材●

入社後の定着や、将来を担う中核人材の育成を目指して独自に開発した人材育成プログラムを受講した人材です。

サポーター企業としてご登録いただくこと…

- 育成人材の情報や育成プログラムの進捗を、随時、メールやホームページ等を通じて提供
- 育成人材との交流会への参加をはじめ、日々の研修の様子をご覧いただくこと等が可能
- 「トライアウト・ワーキング」という仕組みをご利用いただくことによって、御社での就業体験をした上で採用していただくことができます。

お問い合わせ

滋賀の“三方よし”人づくり推進センター TEL 077 (565) 2700
 (受託企業) オムロンパーソネル株式会社 滋賀オフィス <http://www.shiga-sampo.org/>
 滋賀県 労働雇用政策課 就業支援室 TEL 077 (528) 3759

滋賀労働局からのお知らせ

労働保険の年度更新手続きをお願いします。

平成25年度の年度更新手続き期間は、6月3日(月)～7月10日(水)です

滋賀労働局労働保険徴収室 TEL077-522-6520

労働保険（労災保険・雇用保険）の年度更新手続きは、平成24年度の確定保険料と平成25年度の概算保険料・一般拠出金（石綿健康被害救済法）を、申告・納付していただく大変重要な手続きです。

最寄りの金融機関（銀行又は郵便局）、労働基準監督署、公共職業安定所、社会保険・労働保険徴収事務センター（年金事務所内）及び滋賀労働局労働保険徴収室において早めにお済ませください。

（注）公共職業安定所、社会保険・労働保険徴収事務センターでは、労働保険料等の納付はできません。
 □座振替の事業場は、金融機関に提出することができませんので、滋賀労働局労働保険徴収室に郵送してください。

- * なお、平成25年度は労災保険料率及び雇用保険料率の変更はありません。
- * 期間中県内各地域で、年度更新申告書受付・相談会を開催いたしますのでご利用ください。

（労災保険料率、雇用保険料率及び受付・相談会の日程は、滋賀労働局のホームページをご覧ください。
<http://shiga-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp/>）

滋賀労働局

「滋賀労働」へのご意見・ご感想はこちらまで
 滋賀県商工観光労働部労働雇用政策課
 〒520-8577 大津市京町4-1-1
 TEL：077-528-3751 FAX：077-528-4873
<http://www.pref.shiga.jp/>
 E-mail fe00@pref.shiga.lg.jp